

ボートレース福岡 開催時間帯変更に関する検証業務
委託仕様書
(企画提案時)

令和8年7月
福岡市

本仕様書は「ボートレース福岡 開催時間帯変更に関する検証業務」の企画提案競技に関し、企画提案に必要な仕様を定めるものである。

また、企画提案競技の最優秀提案者との委託契約を締結する際には、福岡市との協議のうえ、契約用の仕様書を定めることとする。

1 件 名 ボートレース福岡 開催時間帯変更に関する検証業務委託

2 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

3 履行場所 ボートレース福岡（福岡市中央区那の津1丁目7番5号）

4 背景・目的

ボートレース業界全体の売上はナイター開催を実施しているレース場が全国24場の中でも上位の売上を占め、業界全体の売上を牽引する要因の一つとなっている。また、モーニング場においても同様に、他場の開催が少ない時間帯にレースを実施することが売上確保に寄与しており、多くのデイ開催場を上回る売上水準に位置しているのが現状である。

加えて、近年はインターネット投票が主流となるなど、発売形態が大きく変化している環境下において、ナイター開催やモーニング開催を導入することが、舟券購入機会の拡大となり売上の確保や新たな顧客層の開拓につながっているものと考えられる。

このような状況を踏まえ、ボートレース福岡においても、今後の安定的な運営及び収益確保を図る観点から、開催形態の多様化について検討する必要がある。

本業務は、ボートレース福岡におけるナイター又はモーニングレース導入等開催時間帯の変更可能性について、想定される効果並びに課題及び制約条件を客観的に整理するとともに、将来の導入に向けた方向性の検討に資する基礎資料とし取りまとめることを目的とする。

5 委託料上限額

消費税額及び地方消費税額含む 30,000,000 円を上限とする。

6 業務内容

検証に当たっては、ボートレース福岡経営計画を踏まえ、以下について可能な限り定量的な分析を行うものとする。このとき、開催時間帯を変更した場合（ナイターやモーニングへの全面移行、一部期間における時間帯の変更）や現状維持とした場合等、複数の開催パターンごとの検証を行うこと。

また、他のボートレース場におけるモーニング場、ナイター場への移行事例も適宜参考とすること。

(1) 売上・来場者数への影響

① 年間売上（場内発売、インターネット投票、外向発売所など発売形態、発売場所ごとのもの）について定量的な予測を行うこと。

② 想定される来場者数及び顧客層（年代・利用時間帯・購買行動等）の変化について分析するとともに、新規顧客獲得の可能性を検証すること。

(2) 適正な競走運営及び安全なレースの実施

- ① 開催時間帯変更により想定されるリスクの有無及びその対応方針、必要となる運営体制の強化（人員増や勤務体系の変更）や労務管理上の課題を整理し必要な対応を検討すること。
- ② 照明設備、電力供給設備、保安設備等の追加整備の必要性・求められる機能を整理するとともに、必要な設備投資額及び維持管理コストを分析すること。

(3) 近隣環境への影響

- ① 騒音、照明、交通等、周辺地域への影響について整理すること。
- ② 地域住民・周辺環境への要配慮事項及び対応策を検討すること。

(4) 分析結果の総括

(1)～(3)の分析・検討結果を踏まえ、開催パターンごとのメリット・デメリットを整理すること。

(5) 実施計画（ロードマップの作成）

開催時間帯を変更とした場合の想定スケジュールを作成すること。

(6) ステークホルダー対応

調整が必要な関係機関（競走会、選手会、警察、地域等）との要調整事項を整理すること。

(7) その他（追加提案）

本仕様書に記載した事項に加え、本業務の目的達成に資する独自の視点や分析手法、新たな施策等受注者が提案競技時に提案したものについて実施すること。

7 打ち合わせ協議

業務を円滑に進めるため、発注者と協議を行うこと。

打ち合わせについては適宜発注者と協議の上行うものとし、方法については対面に限らずメールや電話、オンライン会議等状況に応じて適切な方法により実施する。

8 中間報告

指定する期日（令和 8 年 12 月末を目途）までに、本業務に係るアウトラインその他発注者が必要と認める事項について、中間報告を行うものとする。

なお、当該報告の内容、体裁及び報告時期の詳細については、別途発注者と協議の上決定するものとする。

9 成果品

本業務が完了した時は、次に掲げる成果品を納入するものとする。なお、成果品の原稿は Word、Excel を基本とし、納品後、発注者が修正及び印刷が可能な状態でデータを作成するものとする。

※ PDF ファイル中の文章は画像データでなく文字データにて収録すること。

※ データについては、DVD-R または CD-R で納入すること。

成果品名	数量	備考
報告書（製本）	3 冊	うち、概要版 1 冊
報告書（電子データ）	1 式	Word または Excel 形式及び PDF 形式
各業務項目において作成した根拠資料等	1 式	
その他関連資料	1 式	

10 経費及び支払い等について

- (1) 委託料の支払いは事業完了後の一括払いとする。
- (2) 本業務の委託契約金額には、本業務の遂行に必要な全ての経費を含むものとする。

11 その他

- (1) 必要に応じ発注者が所有している資料等を可能な範囲で提供または貸与する。
- (2) 本業務を通じて制作された物（以下「制作物」という。）に係る所有権及び著作権等は本市に帰属するものとし、本市及び各主要事業における二次利用を可能とするものとする。
- (3) 制作物に既存著作物が含まれる場合は、受託者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うこと。

12 受託者の責務

(1) 関係法令の遵守

本業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守すること。

(2) 守秘義務

①基本事項

受託者は、業務上知りえた機密事項等を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）等の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するにあたっては、個人や法人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

※詳細は別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を参照

②従事者への周知

受託者は、この契約による業務に従事する者に対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知り得た機密事項や個人情報等を外部に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報等の保護に関する必要な事項を周知するものとする。このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

13 再委託について

- (1) 受託者は、本委託業務全部又は主たる部分を第三者に委託してはならない。
- (2) 受託者は、業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ、本市の承諾を得なければならない。
- (3) この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。
- (4) 本委託業務等の再委託先事業者は、本市の競走入札参加停止期間中及び排除措置期間中であってはならない。

14 留意事項

- (1) 本委託業務に関連した全てのメール送信（送信者が再委託先事業者、協力会社等の場合も含む）については、送信先を問わず全て BCC で行うこと。また、メーラーの設定が可能であれば、自動で BCC 送信となるよう設定すること。多数の市民等にメールを送信する場合、送信前に BCC

送信となっていることを複数人で確認すること。

- (2) 契約期間が終了した後は保有していた個人情報（紙だけでなくデータも含む）を破棄し、破棄した旨の届け出を提出すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、その都度、本市と協議のうえ決定する。

「個人情報・情報資産取扱特記事項」

1 基本的事項

受託者は、この契約に基づき委託された業務（以下「委託業務」という。）を実施するに当たっては、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報及び情報資産を適正に取り扱わなければならない。特に個人情報については、その保護の重要性を認識し、適正に取り扱わなければならない。

2 定義

(1) 個人情報

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

(2) 情報資産

次に掲げるものをいう。

- ・ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ・ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（OAソフトウェアで取扱われるファイルを含む）並びにそれらを印刷した文書
- ・ネットワーク及び情報システムに関連する文書

(3) 機密性

情報の利用を認められた者だけがその情報を利用することができることをいう。

(4) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていないことをいう。

(5) 可用性

情報の利用を認められた者が、必要な場合に中断されることなく、情報を利用することができることをいう。

3 秘密保持

受託者は、委託業務に係る個人情報並びに情報資産及び情報資産に関する情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

4 従業員の監督等

受託者は、その従業員に委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報及び情報資産の安全管理が図られるよう、次に掲げる事項を周知し、その他必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- ・委託業務に係る個人情報及び情報資産について、その適正な取扱い及び機密性、完全性、可用性の維持に必要な事項を遵守すること
- ・個人情報を正当な理由なく利用したり、他人に提供したり、盗用した場合、福岡市個人情報保護条例に規定する罰則が適用される場合があること

- ・上記の各事項は、委託業務に従事中のみならず、従事しなくなった後も同様であること

5 作業場所の制限

受託者は、定められた履行場所以外で委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱ってはならない。ただし、福岡市役所（以下「当市」という。）の書面による承認があるときは、この限りではない。

6 収集に関する制限

受託者は、委託業務の実施に当たって個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するため必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

7 使用及び提供に関する制限

受託者は、委託業務以外の目的のために委託業務に係る個人情報及び情報資産を利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、当市の書面による承認があるときは、この限りではない。

8 安全確保の措置

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産の適切な管理のために、当市が求める個人情報保護及び情報セキュリティの体制を備えるとともに、その他必要な措置を講じなければならない。

9 複写、複製又は加工の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産が記録された文書、電磁的記録等を複写、複製又は加工してはならない。ただし、当市の書面による指示又は承認があるときは、この限りではない。

10 再委託の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産については、自ら取り扱うものとし、第三者に当該個人情報及び情報資産の取扱いを委託してはならない。ただし、当市の書面による承認があるときは、この限りでない。なお、当市の承認により第三者に委託する場合は、当該第三者に対して、契約書及び特記事項に規定する個人情報及び情報資産の取扱いの義務を遵守させるものとする。

11 委託業務終了時の返還、廃棄等

受託者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、委託業務に係る個人情報及び情報資産を、当市の指示に従い、実行委員会に返還し、若しくは引き渡し、又はその廃棄、消去等をしなければならない。なお、廃棄又は消去等をしたときは、廃棄又は消去等を行った旨の証明書を提出しなければならない。

12 報告及び監査・検査の実施

当市は、受託者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を確認するため、定期的に書面による報告を求め、必要に応じて監査又は検査をすることができる。

13 事故等発生時の報告

受託者は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう、又は損なうおそれのある事故並びに欠陥及び誤動作を発見したときは、直ちに実行委員会に報告し、当市の指示に従わなければならない。

14 事故等発生時の公表

当市は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう事故等が発生した場合、市民に対して適切な説明責任を果たすために必要な当該事故等の情報の公開を行うことができる。

15 契約の解除

当市は、受託者がこの特記事項の内容に違反したときは、この契約を解除することができる。この場合において、受託者に損害を生じることがあっても、当市はその責めを負わないものとする。